

弘前大学職員組合

職場環境改善聴き取りアンケート結果報告

アンケート送付対象事務職員 549 名 回答数 138名(回答率 25.1%)

年休未消化・人手不足を反映

年休取得 10 日以下 58.6% 5 日以下 23.1%

2021 年に取得した年休が 5 日、あるいは 5 日以下だったと回答した人が 32 人(138 人中)もいます。職員全員に同率であてはめると 127 人が 1 年間に 5 日以下しか年休を取得できていないことになります。そこまででなかったとしても、事務職員の 5~6 人に 1 人は、年休取得がほとんどできていないという状況らしいとわかります。

仕事量についての実感(回答数 135 人)

忙しすぎる 9 人(6.7%)	労働密度高い 10 人(7.4%)	仕事量多い 28 人(20.7%)	やらなくてもいい仕事をさせられていると思う 18 人(13.3%)
明らかに人手不足 36 人(26.7%)	指示がなさすぎてやりにくい 11 人(8.1%)	指示がありすぎてやりにくい 8 人(5.9%)	仕事の分配が不公平だと思う 24 人(17.8%)

残業時間が週に 10 時間または 10 時間超と回答した人が 22 人(15.9%)います。週休日や祝祭日に出勤するのが 10 日または 10 日以上あると回答した人も 10 人(7.3%)います。振替休日を決まったとおりに取れなかった(翌週・翌々週に持ち越した、休んだことにされている、取れていない)と回答した人も 8 人(14.5%)います。

年休を取得しやすい環境をつくりましょう

労働基準法第 39 条において、年休の制度が規定され、これにより賃金の支払いを受けつつ就業義務が免除される休暇を取得する権利が保障されています。年休権は、労働からの解放によって労働者の疲労を回復することだけが目的ではなく、労働者が人間らしい生活、健康で文化的な生活を実現するために不可欠な権利として保障されたものです。

労働者には年休を取得する時季(年休を取る日)を指定する権利があります。使用者側には、業務繁忙期など特別な場合を除いて、休暇時季の変更権は認められていません。また年休をどんな目的で取得するかについての法的な制限はありません。

2019 年から、年休取得促進のため、年 5 日の年休については使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。時間単位の年休についてはこの 5 日の対象になりません。

年休はあくまでも労働者が権利を行使してはじめて実効化されるものです。同僚への気兼ね等から請求をためらう方もあるかも知れませんが、年休を取りましょう。みんなが年休を完全消化して職場がパンクするというのであれば、元々人手が足りていないのです。

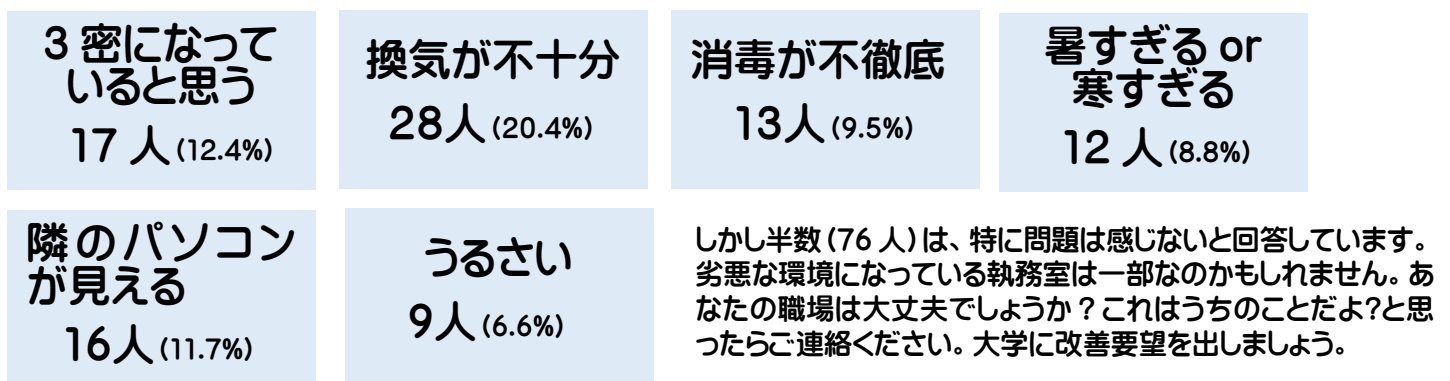


事務室の環境 3 密だと思おう

3密 & 換気不十分32.8% 消毒不徹底9.5%

弘前市は、第6波でまん延防止等重点措置が適用されました。学校や保育園などでクラスターが起こったので、何に気をつければ罹患しないのかもわかりませんでした。コロナ禍の最初から、病気や高齢な家族と暮らしていたり、アレルギー体質をもっているなど、細心の注意を払って生活している人にとっては、働く環境の安全はとても気になったことでしょう。自分の働く事務室が3密になっていると思うと回答した人は 17 人(137人中)います。換気が不十分だと思うと回答した人も、28 人います。交代勤務や在宅勤務も可能なはずなのに何も対策されない、と嘆く声もありました。

事務室の環境についての実感 (回答数 137 人)



ハラスメント対策

対策追いつかず、依然問題は起きている

自分が受けた 25.8% 自分ではないが見た 31.1% 回答したくない26.9%(回答数 93 件)

相談した 43.8% 誰にも相談しなかった 39.6%(回答数 48 件)

以前から問題視されているハラスメントについて、大学のハラスメント対策を「有効だと思う」26.4%、「有効ではないと思う」30.0%と、意見は拮抗しています。「研修もあり意識も高まってきていると思う」「何かあったら相談できる」と前向きに受け取っている意見もみられる一方で、深刻な問題を訴えている回答もみられ、依然として職場では様々な問題が起きていることが伺われます。

組合が重視するのは、未だに「誰にも相談しなかった」と回答した人がかなりの人数に上っていることです。「何かあれば相談するという空気ができあがっていない」「学内の相談員には言いにくい」という声も複数ありました。一方で、「相談すればなんらかの対策をとってもらえる」と証言している人もいます。「上司や人事課は一生懸命やってくれたと思っているが、実際には訓告にすらならなかった事例を経験した」という意見に象徴的なように、ハラスメント問題の解決は簡単ではありませんが、ハラスメントをなんとかしたいと考えている人も相当数いるということがアンケートから伺えます。ひとりで悩まず、相談しましょう。相談先は複数あります。組合もその中のひとつです。

昼休み 60 分 希望しますか？

自由記述欄に、昼休みを 60 分にしてほしいという意見を書いた人が複数人ありました。昼休みが 45 分にされたのは、2006 年 7 月 1 日からです。職員組合は「昼休み時間の短縮を目的とする就業規則改正の撤回を求める」声明を大学に提出しています。当時の組合ニュースを添付します。昼休み 60 分、あなたは希望しますか？

☆3月1日からホームページのアドレスが変わりました

※弘前大学職員組合ホームページ ⇒ <http://www17.plala.or.jp/hirodai-shokuso/>

※弘前大学職員組合ブログ ⇒ <http://hirodaishokuso.blog65.fc2.com/>